

2012.04.01

新多摩市創業支援施設の 利用に関する概要

多摩市市民経済部経済観光課

連絡先：042-338-6830

1. 利用者の資格

- 個室
 - ① 利用後6ヶ月以内に創業予定又は創業後5年未満の個人若しくは中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者）であること。
 - ② 現に事業を行うための場所の確保が必要と認められること。
 - ③ 法人にあっては、原則として本店の所在地が多摩市にあること。
 - ④ 個人にあっては、多摩市又は市長が認めた地域に住所を有すること。
- ブース
 - ① 創業をしようとする者で、具体的な創業の準備をしていること。
 - ② 創業者を支援する企業等

2. 利用期間

- 共通 3年以内
※但し、市長が特に認めた場合はこれを延長できる。

3. 利用時間

- 個室 原則24時間
- ブース
 - プライベートブース・シェアブース・スカイビューブース
午前9時から午後9時30分（日・祝日を除く）
 - ブース夜間プラン
午後5時30分から午後9時30分（日・祝日を除く）

※ビル全体のメンテナンス等ある場合は協力いただきます

4. 手続き

- ① 事前相談（インキュベーションマネージャー等）
- ② 書類審査及び面接

※但し、スカイビューブース申請者の面接はコミュニティマネージャーが行います。ブース夜間プラン申請者については書類審査により決定いたします。

【提出書類】＜事前相談の際お渡しします。＞

- (1) 事業計画書又は利用申込書
- (2) 履歴書（法人にあっては代表者のもの）
- (3) 住民票の写し又は外国人登録済み証明書（法人にあっては代表者のもの）
- (4) 法人で創業した場合は、登記事項証明書

- (5) 印鑑証明書（法人にあっては法人のもの）
 - (6) 許認可の必要な業種の場合は、当該業種に係る許認可証の写し
 - (7) 直近の源泉徴収票又は確定申告の写し
 - (8) その他申込の内容を証明するのに必要な書類
- ※ブース夜間プラン申請者については、(5)、(7)の書類の提出の必要はありません。

5. 利用料

種別		面積 m ²	利用料（月額） 円
	個室1	7.97	40,000
	個室2	7.97	40,000
	個室3	8.33	42,000
	個室4	7.07	36,000
	個室5	7.07	36,000
	個室6	7.43	38,000
	個室7	7.02	36,000
	個室8	6.51	33,000
	個室9	7.43	38,000
	個室10	7.34	37,000
	個室11	7.34	37,000
	個室12	7.34	37,000
	個室13	5.98	30,000
ブース	プライベートブース1	2.31	24,000
	プライベートブース2	2.31	24,000
	プライベートブース3	2.28	22,000
	プライベートブース4	2.28	22,000
	シェアブース	2.17	17,000
	スカイビューブース		12,000
	ブース夜間プラン		5,000

6. 利用上の責務

- ① 適正な利用について責任を負うものとし、使用にあたっては、借家権等の権利を設定してはならない。
- ② 正常な状態において使用しなければならない。
- ③ 管理上必要があると認めるときは、利用者に指示をすることができる。

7. 禁止行為

- ① 施設に模様替えその他の工作を加えること。(認められた場合は可)
- ② 申請目的以外に使用すること。
- ③ 転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ④ その他設置目的に反すること。

8. 取り消し

- ① 利用決定を受けた日から、1ヶ月以内に利用開始ができないとき。
- ② 費用負担を正当な理由がなく3ヶ月以上滞納したとき。
- ③ 禁止行為に該当する行為をしたとき。
- ④ 偽りその他不正の行為により利用の決定を受けたとき。
- ⑤ 利用可能期間前に、BS多摩に法人登記を行ったとき。
- ⑥ その他市長が不相当と認めたとき。

9. 損害賠償

利用者の原因により施設全体又は一部を滅失、棄損した場合は現状に回復又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

10. 市の免責

利用に際し、天災、盗難等の損害に対し、市は一切の責任を負わない。

11. 利用の終了

- ① 利用を終了するときは、原状回復をしなければならない。
- ② 自己の都合により利用期間前に利用を終了するときは1ヶ月前までに申し出なければならない。